

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
(横断的課題検討班)
第2回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ 横断的課題検討班（第2回）
議事次第

令和4年2月28日（月）
13:30～16:30
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) これまでのワーキンググループにおける指摘事項に関して
 - (2) 生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について②
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：これまでのワーキンググループにおける指摘事項に関して
資料2：生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について②
資料3：構成員提出資料

○唐木室長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

生活困窮者自立支援室長の唐木でございます。

それでは、ただいまから第2回「生活困窮者自立支援制度のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ 横断的課題検討班」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですけれども、谷口構成員が急遽御欠席となっております。

また、今回の検討会は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方々におかれましてはくれぐれも御注意いただきますようお願いいたします。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。

以降の進行につきましては五石座長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○五石座長 ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。本日は皆さん、お忙しいところ、御参加いただきましてどうもありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事は「これまでのワーキンググループにおける指摘事項に関して」「生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について②」です。

このすぐ後に、これらについてまずは事務局より御説明を資料に沿ってお願いしたいと思います。その後、6名の構成員の方よりそれぞれの取組等について発表をしていただきたいと思います。その後、発表されていない4名の構成員の方々について質疑及び意見交換の時間を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この4名の構成員の方の発表順ですけれども、いつも「あいうえお」順なのですが、今日は逆順で参りたいと思いますので、よろしくお願いできればと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○唐木室長 では、最初に「これまでのワーキンググループにおける指摘事項に関して」ということで御説明のほうをさせていただきます。

前回及び前々回質疑をいただいていた項目につきましては、こちらに掲げてあります10個でございます。横断的検討班の関係でありますと上のほうの7つになります。身寄り問題は本体資料のほうに含んでおりますので、残りの6つを御説明させていただきます。

1つ目、困窮者支援に関する内容の市町村計画への反映についてですけれども、2ペー

ジにございますように、困窮制度においては地域福祉計画の中に位置づけて、計画的に取り組む自治体について通知を行っておりまして、こちらは平成26年に出させていただいた通知の内容になっております。

そちらについての実際の取組事例ですけれども、2つほど記載をさせていただいております。

例えば東京の八王子市のほうでは、地域福祉計画の中に生活困窮者自立支援法に基づく支援だけではなくて、NPO法人や社福法人等の地域の活動団体等の連携を具体的に盛り込んだりされております。

また、千葉県の千葉市では生活困窮者自立支援に特化した自治体のアクションプランを策定して、全庁横断的に自立支援に取り組んでいるという事例が見られております。

2つ目ですけれども、SNSの活用です。コロナの関係がありましたので、SNSを支援に活用されているというような事例は非常に多くございますけれども、例えば東京の世田谷区でございますと、チャットアプリを活用した初期の相談受付ということで、LINEのアカウントを開設して、アカウントを使って公的なイベント情報や、支援情報を出している。また、それにアクションがあった場合には、最初の対応の要件や日程調整などをやって、個人情報保護の必要が出てくるような詳細な件については対面での対応を行うという形にしているということでもあります。

3つ目がアウトリーチによる支援を受けた人数についてです。左側にありますけれども、相談のきっかけが自立相談支援機関のアウトリーチという割合は1%。件数で見ますと、真ん中にありますけれども、増えてございまして、令和元年度に比べると2年度のほうが4.3倍の2,000件強という形になっております。支援実績の延べ数においても訪問、同行支援の訪問支援についての回数もかなり多くなっております。

4つ目が地域課題の分野横断的な対応についてです。自治体の中には困窮法の9条に基づきます支援会議を活用して、庁内他部署や支援団体との連携を構築して、個別の支援機関では対応できない分野横断的な対応を行うという事例が見られまして、福井県の坂井市、大阪の柏原市の2つを事例として挙げさせていただいております。

5つ目が他分野との支援情報の共有でございますけれども、こちらは個人情報に配慮いたしつつも、相談窓口で共通の受付票を使用して、他分野との情報共有を円滑に行っている自治体です。こちらは東京の足立区の例ですけれども、支援情報の共有を円滑に行うことで、支援の引継ぎの効率化とか相談者の負担軽減、より効果的な支援の実施というような効果が確認されております。

6ページは社会福祉法の教育課程における自立支援の位置づけです。社会福祉士の養成カリキュラムの中に科目といたしまして「貧困に対する支援」ということを学習することになっております。また、右側のところが実習ですけれども、ソーシャルワーク実習を行います実習施設の範囲の中に自立相談支援機関及び家計改善支援事業所というのが含まれているという形になっています。

指摘事項に関しては以上でして、続いて、本体資料のほうに移らせていただきます。

本体資料でございます。こちらでは、ちょっと多いのですけれども、4つの項目について御説明をさせていただきます。

1つ目は都道府県の役割と町村部の支援、中間支援の在り方、2つ目は人材養成研修の在り方、3つ目は帳票・統計システム・評価指標について、4つ目は身寄り問題でございます。

まず、都道府県の役割と町村部の支援、中間支援の在り方についてになっております。

都道府県の役割ですけれども、上のカラムのところに書いてありますが、生活困窮者自立支援法においては3つの役割が定められております。1つが市等におきまして必要な事業が適正・円滑に行われるような助言や情報提供、2つ目は都道府県の市等の職員に対する研修等事業、3つ目は認定就労訓練事業所の認定です。

特に2つ目につきましては、平成30年の改正において明確に都道府県が行う事業として位置づける観点から努力義務化をされております。

こちらは都道府県に対する市町村事業という形でありまして、厚労省の側から補助金を交付して県のほうに福祉事務所設置自治体をバックアップいただくというような事業というのも平成30年10月からさせていただいております。

都道府県による支援の状況ですけれども、こちらは平成30年の法改正の前後で比較いたしますと、特に都道府県研修の開催については前後を通じましても高い実施率を維持しておりますほか、任意事業実施の促進の働きかけや就労体験の受入先の開拓などにつきましては実施率が大きく上昇しております。

一方で、青い枠のところを囲んでおりますけれども、支援員向けスーパーバイズとか就労訓練アドバイザーの設置等といった技術的な支援や、一般市等が持つ社会資源のリスト化等については低調となっております。

都道府県の支援の状況ですけれども、こちら、平成30年の法改正前後を比較しますと、都道府県による支援の数、項目別の数というのは法改正の前は3.2個だったのが、法改正の後は3.8個になるということで増加してございます。一方、3割の都道府県は支援の数が1個止まりで、そうした都道府県の底上げも必要となっております。

都道府県による取組事例を2～3事例を紹介させていただきたいと思っておりますけれども、熊本県では、県を中心に県内どこの市町村でも実施することとなりまして、どこにいても事業が気軽に受けられるというような共同実施の取組を進めていただいております。

また、2つ目、社会資源の開拓なのですけれども、岐阜県においては、企業開拓員2人を配置しまして、就労体験の見学の場の開拓でありましたり、それを活用する市町村間の調整を行っていただいているところでございます。

3つ目ですけれども、こちらは支援員を支えるネットワークづくりということで、静岡県では静岡の清水医師会に委託をされて、自立相談支援員のヘルプデスクであったり、専門家による相談会を行ったりということで、相談員の方がバーンアウトすることを防止す

るための取組を行っていただいているところです。

続きまして、都道府県の体制です。従事する職員数自体については平均で2名程度になっておりまして、専任職員を配置している自治体は2割弱にとどまっております。また、令和2年度中の体制強化につきましても、行政内の担当課の職員を増やしたとか、基礎自治体に対する支援を新規で事業化したというような声もありましたが、約9割は体制強化には取り組まれていないという状況でした。

こちらは都道府県の役割のイメージですけれども、現行は左側の都道府県の役割で具体的な取組として期待しているもの。それを2つに分けまして、上のほうが行政が主体となって実施しやすいもの、下のほうが支援団体と密な連携が必要と考えられるものということで、行政だけが対応することが難しいと考えられるものは以下の取組かなと考えております。

一方で、支援者同士の連携などについての取組も各地で進んでおりまして、厚労省が把握しているものをこちらに記載させていただいております。そちらのネットワークがどういう取組をどういう圏域で行っているかなどを細かく整理したものがこちらになっておりますので、御参照いただければと思います。

後ほど穴澤構成員からもお話しいただきますけれども、続・後方支援プロジェクトもその一例かと考えております。

福祉事務所未設置町村における状況ですけれども、都道府県が設置する自立相談支援機関については約7割の町村において設置されておらず、福祉事務所を設置していない町村における相談事業を実施している町村というのは約4割でした。

次のページですけれども、福祉事務所設置をしていない町村における相談事業については、一義的には町村役場が窓口で対応している場合が多い。一方、約半数の町村が当該事業を実施する必要性を感じているということですが、右のグラフにもありますように、課題としては人員体制が不十分というような声が挙げられております。

こういった点を踏まえて、現状や課題といったところを整理させていただいております。

続きまして、人材養成研修の在り方についてです。

人材養成研修の制度上の位置づけですが、右側に書いておりますけれども、国研修（前期研修）の位置づけは支援員に着任した初任者を対象とするということで、内容としては初任者向けの基礎的な研修と位置づけられております。

一方で、修了要件を満たすための都道府県研修、後期研修と呼んでおりますが、こちらについては原則として特に国研修（前期研修）を修了した者が対象でありまして、また、線のところで書いてありますけれども、現任者や困窮以外の支援員の方、自治体職員の方と一緒に開催したりすることも望ましいということで、実践的な学びを深めて近隣自治体同士の交流を深めることというのも目的としてございます。

今、申し上げた内容を図示したものがこちらになっておりまして、国研修は共通課程と職種別の研修から構成をされておまして、国研修、都道府県研修の受講後、都道府県に

より修了書が発行されます。

この他、国におきましては、下のところに書いてありますけれども、県の職員の方を対象とした都道府県研修企画立案のための研修や、テーマ別研修、体制整備に向けた自治体担当者研修などを実施してございます。

国研修の実施状況です。こちらは令和元年、令和2年、令和3年と書いておりますけれども、コロナの影響がありましたので、元年の集合型から令和2年のオンライン型に切り換えております。その中で、オンライン化に切り換えたということもありまして、定員数が増えたような研修というのもございました。一方で、修了者数が支援員数を下回っているというような研修も中にはございまして、受講枠を増やしてほしいというような自治体の声も上がっているところであります。

他制度における人材養成研修との比較については、こちらに参考までに記載させていただいております。

自治体コンサルティングの研修のほうはこちらになっておりますけれども、各自治体における困難事例や専門的助言が求められる事項に対して、専門スタッフを派遣してコンサルティングを行うという事業でございまして。令和元年度から取り組む自治体については増えてきてございますけれども、一方で、事業の立ち上げ後についても継続的な支援をしてほしいというような声、また、したいというような声を利用者である自治体サイドのみならず、コンサルティングいただいていたコンサルタントの方からもいただいているところでございます。

検討の視点については、今、御説明させていただいたような内容を整理して記載をさせていただいております。

続いて、帳票・統計システム・評価指標についてです。

帳票と統計システムにつきましては、困窮法では各事業においてアセスメント支援計画のための標準帳票というものを示しております。統計システムは全国で集約できるものとしまして平成29年4月から稼働してございます。令和2年度より、自治体の負担軽減のためにこれまで依頼していた調査票の一部を統計システムにより把握可能としまして、また、新たに支援評価項目やクロス集計というものを導入しまして、支援対象者の分析を可能としております。

32ページから34ページまでは、それぞれの帳票やシステムで把握できない帳票項目を一覧化してございます。

35ページですけれども、前回、この帳票類を見直したときには、改正法における国会における指摘事項でありましたり、また、新改革工程表におけるKPI指標への対応、その他事務の効率化に向けた対応を図るために、令和元年度中に標準様式を改定するとともにシステムの改修を実施しまして、令和2年度から現行の様式での実施という形になってございます。

こちらの統計システムについてなのでございますけれども、令和3年度におきまして必要な改修

を行う予算を確保しております、本年度中にここに掲げておりますような主な改修項目に着手する予定でございます。

KPIについては、以前、親会でも話をさせていただいたところではあるのですが、もともと定めていたステップアップ率から見られた変化を見るような形でのKPIに変えておまして、現行のKPIは2021年度まで、こちらに掲げているKPIが該当しております。

見られた変化というのは、具体的には自立意欲の向上とか一般就労の開始というのを初回時から初回面談時を取って見たところ、20%ぐらいが変化をされていて、この間、変化が見られなかったのは0.1%というような形で、何らかの変化が生じているということが分かるという内容でございます。

以前取っていたステップアップ率につきましては、現在、システムのほうに移行しまして取る形になってございます。

また、重層事業でもつながり指標というような形での指標を設けておるところです。

最後の項目は身寄り問題についてですけれども、世帯の構成についてなのですが、単身世帯は、1980年度以降増加傾向にありまして、65歳以上の一人暮らし高齢者の割合というのも増加傾向と予想されております。

過去取りました調査によりますと、平成29年度に受けた新規相談の中で、身寄りのない方からの相談が約8割、困難な事例があったというのも約8割出てきております。その8割の自立相談支援機関が身寄りのない方とある方、どちらの方が困難かというようなことについては、身寄りのない方のほうが困難というような回答を寄せておまして、困難の内容を見ますと、保証人等の確保、契約同意、意思決定、金銭管理、死後対応の順に多くなっております。また、それらの方の属性を見ても、男性が7割、女性が3割ぐらい。年代別に見ますと、年代が高くなるにつれて割合が多くなっております。一方、30代以下も13.2%を占めておまして、若年層においても身寄りに関する課題があるということが分かります。

属性別で本人の状態を聞いてみたところ、50代以下では障害やそれに関する属性においては特になしというのが一番多くなっておるのですが、60代以上だと深緑色の疾病というのが最も多くなっております。

また、相談者の身寄りの状況を見ますと、家族・親族がいないとか、遠方により関わりが困難、関係性に問題があるというのが多くなっているところであります。

困難事例の内容を見ても、収入・生活というのが最も多く、その後は保証人の確保であったり、仕事探し、金銭管理などが上がっております。それに対する社会活用した社会資源については、権利擁護事業、成年後見制度、また、生活保護、フードバンク、本則の貸付けなどが上がっておりますが、一方で、社会制度を利用できなかった・活用できなかったという割合も高くなっております。

こちらは主な困難な内容についての具体的な課題と対応の例でございます。それぞれ先ほど記載しております連帯保証、契約、金銭管理、死後対応について具体的な課題の例を

挙げております。対応の例では、現在使われているような対策も記載させていただいておりますけれども、身寄り問題の関係での保証でありますと、例えば身元保証に関する公的な制度はあるが対象者は限られるとか、また、契約の部分でありますと対象者の判断が不十分なものに限られるというような形で、事業の活用についても一定の制約がある中で、自治体の取組なども使いながら活用をしていただいているというような状況が浮かび上がってきております。

こちらからの説明は以上になっております。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、構成員の方々の発表に移りたいと思います。

本日は「都道府県の役割と町村部の支援の在り方」に関して尾崎構成員、松嶋構成員。

「中間支援、人材養成の在り方」に関して穴澤構成員、名嘉構成員。

団体の取組や制度全体についての御意見等について、中島構成員には社会福祉協議会のお立場から、前嶋構成員には社会福祉法人のお立場からそれぞれ御発表をいただきたいと思っております。

発表の順番は、穴澤構成員、尾崎構成員、名嘉構成員、中嶋構成員、前嶋構成員、松嶋構成員の順にお願いいたします。

なお、中島構成員の発表が終わりましたところで、5分ほど休憩時間を設けたいと思っております。

発表時間につきましては、御自身の発表と本日の事務局の説明に対する御意見を合わせて15分程度でお話しいただきたいと思っております。

14分で1回、15分で2回ベルを鳴らしますので、2回目のベルが聞こえましたらお話を終了していただきますようお願いいたします。

事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも御参考にしていただき、進行に御協力をいただければ幸いです。

それでは、早速ですが、穴澤構成員より御発表をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○穴澤構成員 よろしくお願いたします。

それでは、私どもは「中間支援（後方支援）の取り組みについて」ということで報告をしたいと思っております。

NPO法人のコミュニティワーク実践センターの理事長をしています穴澤です。よろしくお願いたします。

まず、法人の活動と中間支援（後方支援）を始めるきっかけの部分を最初にお伝えしていければと思います。

当法人は北海道です。札幌市に本部がありますが、生活困窮支援の自立相談支援を中心として、岩見沢市、そして、月形町とありますけれども、空知管内になります。振興局の単位でそれぞれ動いていますが、空知総合振興局を中心に相談支援、札幌市のほうで一時

生活支援という展開をしています。

10年前に法人を立ち上げるのですが、実はそのきっかけとしては、もともと札幌市で青少年の育成を担当していました。そこから若者の部分の課題を少しずつ解決していくという方向に動きまして、若者の就労支援、これが労働部局側になります。そうするうちにひきこもり支援となっていったということなのです。そうすると、そこも隙間から落ちているというか、隙間の支援でいくと平成22年当時ですが、住まいに課題を抱える若者というところが顕著になってきたり、その当時は明確になっていなかったのですが、中間就労を必要とするという若者がおりまして、その部分を何とかできないかということで当法人を立ち上げたということです。

立ち上げ当時からですが、地域の困り事を自分たちで拾い集めて、解決方法は全国のつながりを手本にということを含い言葉にしながら、全国のつながり、北海道大学ですが、そのつながりであったり、ひきこもり支援の支援者の全国のネットワークなどにも加盟しながら動いていたということです。ですので、その視点から見たときに、生活困窮支援につながる前段として、ホームレス支援の部分ですが、絆事業の展開があり、生活困窮者の事業受託をしていく。さらに、その中でホームレス支援全国ネットワークとか生活困窮者全国ネットワークとのつながりを深めていったというのが私どもの団体の主な流れでございます。

次に行きたいと思っておりますけれども、私どもが実際に生活困窮者支援の孤立を防ぐということで、先ほど紹介がありました続・後方支援プロジェクトの動きを紹介したいと思います。

もともと生活困窮者自立支援法が27年ですが、その後、北海道の真ん中辺り、札幌市を中心とした道央圏です。生活困窮者の自立支援事業の担当者の情報交換会を進めていかないとなかなかいかなぬよねということで、支援者同士で任意で集まる取組が始まりました。これは28年からです。順番にいろいろな市を持ち回りにしながら、任意団体というか、みんなそれぞれ手弁当で集まろうかというような動きをしていました。ここは私どもも参加して関わりました。

そういった中でコロナ禍ということなのですが、コロナ禍でバトンが止まったというのがまず一つ大きな課題としてありました。その中でREADYFORを活用させていただきまして、コロナ禍の中で後方支援、要するに、現場は相談の部分でなかなか動かないという部分もあって、そこはうちの団体もありました。その中で、専属で動かせる職員を1人採れないかということで、その職員を中心にしながら、感染拡大の中、事業に取り組む民間団体の後方支援として実施するという形ができました。それが続・後方支援プロジェクト、今回資料の中にも入っているものでございます。

大きく分けると4つのカテゴリーになります。

まず1の情報交換会・シンポジウムの実施という形で、ここがどう情報をより集められるのかということです。さらに、集めた情報を集約しながら情報の体制をどう立てるのか

ということで、LINEBOT、LINEを活用しながら支援情報ナビを開発する。

かつ、情報交換会・シンポジウムとかそこで得た困り事を拾い集めた部分で事業を立ち上げていくという形でモデル実施してみたというのが7つあります。それを実際にぐるぐる回していくのですけれども、その中で、先ほどの道央圏のネットワークではないですが、実際にどんな形で北海道に合わせた支援というのはどうあるべきかということで、ネットワークの在り方に関する検討委員会という、この4つの動きを中心にしながら回していったというような形になります。

実際に情報交換会・シンポジウムは合計延べ247名、ここは細かくやると時間がなくなるのでざっと行きます。

在り方に関する検討委員会という部分がありまして、この中で、北海道は広いので、道北、道東、道南、道西の4か所を含めながらネットワークを今、構築している段階でございます。その中で情報を取りながらLINEBOTという部分を作り始めています。試行段階で今、動かしつつあります。大体画面でいくとこんな画面から始まりながら、少しずつ探っていくといろいろな情報が出ていくという形です。まだ完全ではないのですけれども、それぞれの皆さんの情報も踏まえながら今、構築しているというところでございます。

完成図は大体こんな形で、後で見てもらえればという形になっています。

2月28日現在で113人が登録してございますが、今はオープンデータ化に向けて動いているということでございます。

次が、モデル実施の事業です。デジタルでの応援窓口の活用ですとかSNSの相談窓口運営という7つがありますけれども、この中であえて紹介するとすると、3番のゲストハウス等を活用した借上げシェルターの費用の支援という部分と、7番目のフードバンクの連携支援の2つかなと思っています。

その2つでいきますと、シェルター広域連携推進事業ということです。これは帯広市とか宿泊施設が合計38とかあつたりしますが、実は、先ほどの議論の中でもありましたけれども、実際に任意事業として行われていて、現場としては必要だと思っている。けれども、自分のところの市とかでは任意事業までは行っていないけれども、どうやって使えるのだろうかというところを広域の部分で支えるみたいな形になっています。そうすると、現場としてもその自分の市としては単独では持っていないのだけれども、広域の部分で任意事業が持っているがゆえにそこを活用できるというような後方支援の形になっているかと思えます。

あとは、フードバンク連携相談事業でございます。ここは、北海道は中核というか札幌市とかはいろいろな団体がありますけれども、地方に行くとなかなかそこら辺の体制が整わないということがあります。その中で、今回、窓口配布セットを小包で送るというような形を取りました。それは、ほかのところではなかなか持っていくのは難しいということがあったということがあります。そこは必要性がかなりあるので、郵送費用がかかるために予算組みが必要だなということで、これは委託費で賄える仕組みに何とかならないだろう

かというところが声としては上がっていました。

実際に市の中で予算化を進めてくれている市が実はあつたりします。アンケートを取りまして、実際にですけれども、8割以上は継続を希望しているというような形でございます。

特に多かったのが、やはりフードバンクの窓口連携支援という部分が51.1%という形で上がりました。先ほど言ったシェルター連携が31.9%ということです。

次のアンケートの総括の部分でいくと、道全域の自治体・支援団体間で支援実態が初めて共有される。実際は今まで自分のところの支援の部分で追われているけれども、情報をお互いに交換し合いながらというところが密になっている部分が、コロナ禍で逆にZoomとかも使いながら、ネットワークをつくりながら、そこができたというところも多分あったのだらうなということです。

先ほども出ましたけれども、フードバンクの窓口連携支援で予算確保の方法について今後変えていかないといけない。実際に情報のナビのほうでフードバンクの提供と連携による情報交換や支援情報の更新というところが必要だろうということでございます。

これを表にしてみたのが、今回の上がってきた情報共有、ニーズ把握、人材育成、支援者向けのスーパーバイズとか、今回の論点の中でも出ていますが、私どもの支援メニューと比較するとこのような形になっているということでございます。これはネットワークの中で検討させていただいて、実際に情報共有、ネットワーク構築やニーズ把握、人材育成、支援者向け、特に先ほども国の中でもありましたけれども、都道府県だけでは難しい部分と共同で実施する部分みたいなところを色分けさせていただきました。

生活困窮者支援における支援者支援の役割みたいなところで、大きな3つなのかなと。制度改善のための支援者支援と、支援者を孤立させない支援者支援と、支援体制整備のための支援者支援、ここら辺がぐるぐる回りながら動いていけるような形ができればいいのではないかと、実際のプロジェクトを動かしながら、センターのみんなともネットワークのみんなとも日々話しているということでございます。

その中でやはり大事だと言われている部分は、支援者自身が孤立しない関係性（ネットワーク）づくりということでございますし、日常的なネットワークの有事の際のバックアップ機能もあるし、地域に合わせた支援体制整備を要する時間も必要。

進めていく中でなのですけれども、行政との現場の間に立つ専属の職員を置きながら、そこがそれ専用動くという職員がいました。そこにお金が出るとか、人件費がありながら、中間でいろいろな声を間に入りながら届けるということがすごく大事なのではないかなと現場としては感じているところでございます。

あと残り30秒でございますので、以上で私どものところは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございました。研修等の人材育成に限らず、広く支援団体をネットワーク化して、デジタル化、それから、フードバンク、LINEBOT、いろいろな多様な取組

をされていて、全国でも非常に参考になる取組だなど強く感銘を受けました。

続きまして、尾崎構成員、よろしくお願ひいたします。

○尾崎構成員 京都府の地域福祉推進課の尾崎といいます。よろしくお願ひします。

京都府は南北に細長くて、人口の半分以上を占める政令指定都市の京都市と、一番多いところでも人口約18万人の宇治市、少ないところでは約1万6000人の宮津市まで、比較的小さな14市と日本海に面した伊根町や、南のほうでは人口1000人余りの笠置町など、小さい町村が11町村ありまして、合わせて26の市町村で構成されています。

そのうち、一部指定を含めて10の市町村が過疎地域に指定されていまして、65歳以上の高齢化率が50%ぐらいの町村もあります。

京都府の生活困窮者自立支援事業を所管していますのが健康福祉部の地域福祉推進課になります。地域福祉推進課には5つの係がありまして、生活福祉資金や重層的支援体制整備事業ですとか、生活保護については別の係で担当しています。

地域福祉推進課があるのは京都市内の京都御所のすぐ西の府庁の中なのですけれども、そのほかに健康福祉部の出先機関としまして、京都市を除く市町村を7つの地域に分けて各保健所が所管しています。そのうちの5つの保健所で福祉事務所を持たない町村を所管していますので、府が福祉事務所設置自治体として町村部の生活困窮者自立支援事業や生活保護の運用を行っています。

生活困窮者自立支援制度に基づいて、府が直営で実施しており、いずれも町村部を所管している保健所で自立相談支援員、身分としては会計年度任用職員が、担当しています。各保健所では生活困窮者自立支援事業と生活保護を同じ係で担当していますので、生活保護制度との連携はスムーズに行われていると思っています。

相談件数としましては、5つの保健所全体で令和2年度の新規相談受付が590件、そのうち、プラン作成を行ったのは154件、就労・増収につながった方が39名でした。令和3年度は9月までの上半期で新規相談受付が226件、プラン作成が54件、就労・増収につながった方が19名でしたので、少し減少しています。

そのほかの事業の多くは委託で実施しています。

就労準備支援事業は、府内を3つの地域に分けて、それぞれの地域でひきこもりの方の支援などを行っているNPO法人さんなどに委託しています。南部のほうでは、宇治、城陽、八幡、木津川の4つの市と共同実施をしています。

家計改善支援事業につきましては、京都府社会福祉協議会に委託して実施しています。こちらは宇治市、城陽市と共同実施しています。子どもの学習支援事業につきましては、おおむね保健所ごとの地域割りでNPO法人や学習塾などに委託しています。事業者さんによっては家庭訪問の形式ですとかオンライン形式でも対応していただいています。

一時生活支援事業は府内3か所で簡易旅館、ホテルなどとの賃貸借契約により実施しています。

あと、自立相談支援機関のサポート、生活困窮者自立支援制度の普及啓発、就労困難者

支援と就労準備支援事業の一部については、京都自立就労サポートセンターに委託して実施しています。

京都自立就労サポートセンターは、平成22年に京都府が立ち上げた京都生活就労一体型政策研究会の実施機関として、生活困窮者自立支援法の施行前から、生活面や社会面で複合的な課題を抱える就労困難者への寄り添い支援に精力的に取り組んでこられました。相談受付からカウンセリング、生活支援、就労支援、中間的就労の受入先の開拓、定着支援など、その方の状況に合わせたきめ細やかな支援を行って、また、そういう活動の中で養ったノウハウやネットワークを生かして、京都府の生活困窮者自立支援事業全体の中心的な役割を果たしていただいています。

各市ですとか保健所の自立相談支援機関の困難事例の相談に応じたり、相談に同席していただいたりした数が、令和2年度で約350回、令和3年度の上半期で約200回に上ります。

例年、啓発シンポジウムや府内従事者研修の企画実施もお願いしているのですが、全国各地で生活困窮者支援に取り組んでいらっしゃる皆さんに講師として御協力いただき、大変充実した内容になっています。

研修では、グループワークやワールドカフェなどの演習形式を効果的に取り入れていただいて、参加者同士のネットワークづくりにも役立っているところです。

京都府での任意事業の実施率が全国平均より高い要因は、この自立就労サポートセンターが専門性を高めて、有効に機能していただいているおかげかと思いますが、また、生活困窮者自立支援法の成立以前から京都では類似の事業独自事業に取り組んできた経過がありますので、その辺りのことでネットワークやノウハウの下地があったためかなと思っています。

ただ、課題もたくさんありまして、まず物理的な問題なのですけれども、京都府で相談窓口などの直接実施事業を行っているのは保健所になるのですが、保健所があるのがその地域の中心地で、例えば丹後地域でしたら丹後保健所は2市2町を所管して、伊根町、与謝野町の福祉事務所機能を果たしているのですが、保健所自体は京丹後市にありまして、伊根町からは車で1時間かかったりします。なので、物理的に遠いということで、申請とか手続に来られるのも不便ですし、職員が行くのに半日以上かかってしまうというような状況です。そんなこともありまして、京都府の職員が住民ニーズを細かく把握するのは難しい面があります。その隙間を埋めるためには、やはりより住民に近いところで地域のネットワークを持っておられる町村の職員さんと連携をもっと強化する必要があると考えています。

生活困窮者自立支援にもっと積極的といいますか、踏み込んで取り組んでいただくきっかけとして、町村のほうで重層的支援体制整備事業を活用していただけたらとてもありがたいと思っています。

それから、京都府内では、各市でもう既に独自にしっかり生活困窮者対策に取り組んでいただいているところが多いですが、中には、法で定められたら、必須になったらやりま

すけれども、任意事業のときには無理ですとはっきりおっしゃるところもあります。そのような市に取組を進めていただくのにはどうしたらいいのか、悩ましいところです。

さらに、これは主に府が委託実施している部分についてですけれども、事業実施の枠組みは整えられたのですが、利用率が伸びていないところがあります。子どもの学習生活支援事業では、令和3年度の利用者数は定員の半分ぐらいでして、例えば生活保護で関わっている母子家庭のほうに御案内したりもしてくれているようなのですけれども、お母さんのほうが全然そんな気はないということで取り合っただけなかったり、また別の御家庭で、田舎にありますと夕方に子どもだけで出かけるのが心配で、送り迎えができる人がいないから無理とお断りされたり、なかなか思うようにはいかないという状況があります。

それだったらということで、町の教育委員会のほうにお願いに行ったこともあるのですが、なかなか学校内で周知するのは難しいというようなお話もありました。

それから、家計改善支援事業につきましても、実は利用件数が少ない状況でして、コロナの影響もあったかとは思いますが、令和2年度は、町村部だけだと7件、共同実施の2市の分を合わせても30件ぐらいでした。自立相談支援員から見ると、ぜひ活用してほしいという方はいらっしゃるようなのですけれども、案内してみても、家計をほかの人に見られることには抵抗を感じる方が多くて、なかなか利用につながっていません。

いずれにしても、御本人がその気になっていただけないと使っただけませんし、押しつけになってしまっただけでは効果も期待できませんし、どうしたら使っただけやすい魅力的な事業にできるのか、検討会の皆さんが発表される事例も参考にしながら、これからも考えていきたいと思っております。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。京都府はジョブパークもあるし、京都自立就労サポートセンターで、この生活困窮者自立支援が実施されるはるか以前からずっと独自にいろいろな取組をされていたところなのですから、府内の町村、それから、場合によっては市の幾つかでなかなか実施がうまく進まないというような課題を提起していただきまして、どこの広域自治体も抱えている課題かなと思います。

続きまして、名嘉構成員、よろしくお願いたします。

○名嘉構成員 よろしくお願いたします。沖縄県労働者福祉基金協会という法人で、ふだんは沖縄県パーソナルサポートセンターという生活困窮の実際のセンターにいて、生活困窮に携わっている者です。

今日は、法人を含めた、ここに書いてあるように、1、制度に関わる制度内外の取組例をまずお話しさせていただいて、その後で中間支援、後方支援だとか支援者支援についてお話しさせていただいて、3つ目に人材養成についてお話しさせていただければと思っています。ただし、2と3については支援者を支援することと人材養成だとか、これは切り離せない話ですので、話の中で、私が混乱しながら、あるいはうまいことない交ぜになりながらお話ができればと思っています。よろしくお願いたします。

今日お話しさせていただくのはこの3つなのですが、最初に、これまでの議論を踏まえて、前回改正事項がありました。それについて、生活困窮者支援に携わる多数かつ多分野にわたる関係者間において基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開ということが検討会でまず示されていて、さらに、ワーキンググループの中で取り上げられて書かれていたこととしては、地域共生社会は生活困窮者自立支援制度における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、目指す支援の在り方、理念に重なりがある。共通理念化されているというところがすごく大事なところだと思うのです。

その上で、重層事業の実施の有無にかかわらず、生活困窮者自立支援制度においても地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。制度があって、さらに広がりのある重層事業があって、でも、目指すものは地域共生社会の実現ですよねというところで、自分なりに伝えたいことは何だろうと考えたときに、こういうように伝えられると思ってまとめてみました。

伝えたいことは、生活困窮者自立支援制度は制度自体が流動的に変容していくこと、よりよいほうに向かって仕組みが変容していくことを目指している。制度の内側だけではなく、外側と横断的につながり連携していくことを目指している。それぞれの人がその人なりの自立に向かうことに伴走して、その人と一緒に動き支援・応援することと同時に、それぞれの人がその人なりに暮らし続けられる地域づくりを目指している。こういう人の支援・応援、地域づくりを実現するために制度があるので、制度自体の充実も重要ですが、制度の内外にかかわらず、制度の理念が自助・共助・公助のあらゆる仕組みに浸透していくことがさらに重要で、制度の理念、包括的支援と地域支援が実現していくために、その仕組み・手立ての一つとして生活困窮者自立支援制度が機能することが望ましい。大きな目的、目標、理念というものがあって、それを実現していくための生活困窮があるという面と、生活困窮もその一部として機能していくという面があるだろうと思いました。

その上で、法人あるいは生活困窮としては、そういう理念へ向けた動きを幾つかやっていますという話をさせていただければ、参考になるお話ができるかと思って挙げてみました。

ここで、包括的支援、地域支援の取組例として、法人としては沖縄県労働者福祉基金協会で、生活困窮者自立支援事業を担う母体としての法人です。労働者福祉中央協議会（中央労福協）というものがあまして、連合、労働金庫、こくみん共済、生活協同組合などで構成されている全都道府県にある全国組織、そのうちの沖縄県が沖縄県労福協です。

生活困窮者自立相談支援機関としては、こういうように沖縄県就職生活支援パーソナルサポートセンターということで、これは沖縄県の町村部を担当しています。沖縄県は30町村あるのですが、30町村を担当していて、全部で42名の職員がいるのが沖縄県のパーソナルサポートセンターです。自立、一時生活、家計改善、就労準備、就労訓練推進、アウトリーチ支援、北谷町一次相談窓口、読谷村一次相談窓口というようにほぼフルスペックで

やっています。

そのうち、7、8についてなのですが、福祉事務所未設置自治体、北谷町、読谷村も福祉事務所は設置されていないのですが、そこにセンターと全く一体的に動く職員がそれぞれ専任で1人ずつ配置されていて、朝に来て一緒にミーティングをやって、いろいろなケースを共有して、その後、北谷町に行って、読谷村に行って、また帰りは戻ってきて、急ぎの共有があれば急ぎのケース共有をするというように全く一体的に運用しているという仕組みを持っています。それがただ単に形だけの一次相談窓口になっていなくて、生活困窮の本当に出先というか触手の一つとして機能しているかなと思ってここに書いておきました。

次に、那覇市のセンターも20名ほどいて、自立、一時生活、生活困窮者自立支援金を担当しています。

それから、ちょっと変わっているのが、那覇市にほっとプラスというセンターがあって、9名いるのですけれども、そこは被保護の就労支援と就労準備支援を外出ししているのです。市が直営でやっていなくて、私どもの法人に委託するという形で、生活保護の人の就労支援を外出ししているというのは割と珍しいと思いますし、沖縄県では那覇市だけです。

沖縄市のセンターが12名いて、自立、一時生活、就労準備、自立支援金をやっています。

ここからが割と本題なのですが、自立相談支援事業では食糧支援もやっています。そのときに、フードバンク沖縄というところとフードバンクセカンドハーベストジャパンというところと大きく2つのところから食料の提供を受けているのです。そのときに、実際にセンターの職員が仕分に行って、いろいろなものを仕分けて箱詰めもして、それを各センターに持ち帰って必要な人たちにお渡ししている。これを毎週毎週やっているという形です。だから、一方的な提供というよりは、フードバンクのお手伝いもしながら必要な人に届けているという形、しかも、フードバンクセカンドハーベスト沖縄は法人の評議員をやっていて、そういう意味ではお互いによく分かり合っているという形です。

それから、県の試験農場からも提供を受けますし、就労サポートセンター、これは自分たち独自でやっているセンターなのですが、そこがいろいろと必要な食料提供について物を用意してくれて、各センターに渡すということをやってくれています。

就労支援としては、グッジョブセンターおきなわという10を超えるセンターが入って、京都ジョブパークをモデルにして一体的、総合的に運用している就労支援のセンターがあります。沖縄県の就職・生活支援パーソナルサポートセンターも1つはそこに入っています。

それから、沖縄県おしごと応援センターOne×Oneという就労困難な人、続かない人向けの就労支援があって、これは生活困窮と共同して支援を続けていくという仕組みを取っています。いずれも法人が運営しています。

一時生活支援事業についてなのですが、一時生活支援事業は常設としての宿泊、一時生活の設備、施設を持っています。一方で、そこになじまない人には、その都度その都度、

ドミトリーなどをコーディネートして、そこに入れてもらうというようなこともやっているのですが、一時生活を担っているのが愛さん会というNPO法人でして、これが一方で生活困窮の職員でもあります。だから、生活困窮の職員が一時生活の常設だとかを持っていて、そこを運営しているという形です。

2つ目に、居住支援法人ウパンナというところがありまして、このウパンナが一時生活もやりますし、その後の保証人であるとか、いろいろと何かを用意したり、準備したりするときのお手伝いや、最後のみとりをやったり、亡くなった後のいろいろなことをやっていくという居住支援法人ウパンナ。このウパンナを運営している人も、一方で、生活困窮センターの職員を担っているという形を取っています。

それから、就労準備支援事業で農家、企業、就労移行支援事業所おおきなかぶとの共同実施というものをやっていて、おおきなかぶというのもまた法人として持っている就労移行です。そこと就労準備がタッグを組んでいる。

これは制度の中に就労訓練が位置づけられていますけれども、それを法人の自主事業センターが就労訓練をやっていて、しかも工賃を直接手渡しして、日払いでその人に何かしかなのお金が入るような就労訓練を組み立てているということをやっています。

それから、子どもの学習支援としては、エンカレッジというところが担っていますが、一方で、法人の評議員でもあります。

それから、子ども支援でぷらっとという法人があつて、これは一方で、職員がこの法人を担ってもあります。

それから、沖縄子どもの未来県民会議というのは法人が構成員となっていて、あと、大分時間が押しているので、法外援護として共助としてもいろいろやっているのですが、2万円を上限とした法人独自の小口の貸付けというのも持っています。

あと、ゆめ・みらい基金という基金を労金・こくみん共済と一緒に組んでいて、子どもたちが自分の学校だとか自分の未来などを実現するためにお手伝いしますという、こういう仕組みも持っています。

それから、エール基金というのは中央労福協が担っているのですが、生活困窮の大変な現場にいろいろな物資だとかの支援を中央労福協がやっているということがあります。

それから、子どものキャリア教育、ボランティア活動、その他いろいろなことを法人のいろいろな仕組みを使ってできるだけ実現させていくという形を目標にして、一部実現しているという形です。だから、生活困窮の制度があつて、そこでうまく機能させていくということはもちろんですが、そこからはみ出す部分については職員、あるいは法人、他機関だとか、いろいろなところとの合わせ技で横断的な支援を実現しようとしているという事例の一端を御紹介しました。

これは就労訓練の例ですので、また後で御覧いただければと思います。

これがゆめ・みらい基金の少し詳しい内容です。

ここからが直前に出させていただいた資料で、支援者支援と人材についてです。2～3分でお話しさせていただければと思います。

これまでの検討を踏まえて、生活困窮者自立支援制度の理念に基づく実施の再確認が必要だということを感じました。とりわけ生活保護の制度ごとの相互理解や連携というようなことがよく挙がっていました。それを例えば研修などをお互いが相乗りする形というか、生活保護と生活困窮で研修だとかを共同実施して、お互いの制度やそのつながり、つながり方だとかというのを割と実際的なノウハウなどをお互い持ち寄るといような研修などがあってもいいのではないかと考えています。

ちょっと大事なので読ませていただきます。

生活困窮者自立支援制度の理念に基づく実施の再確認が必要で、狭間を生まない、制度に横串を刺す、申請主義的でなくアウトリーチを取り入れた相談支援が実施できていないところもあるのではないかと。

福祉部署単位の実施による課題もあるのではないかと。

移動する人への対応はどこなのか。地域を越えてしまうと、そこで情報共有が必要なだけでなく、途端にぶつ切れになってしまうようなことが起こる。

生活保護制度との連携、社協貸付との連携、住居確保の申請主義などの課題も現に起こってきている。

自治体ごとの運用の際、自治体（役所）内で他の福祉サービスと横並びの一機能になっている場合があり、制度が十全に機能していないというようなこともあるのではないかと。

まだまだお伝えしたいことはあるのですが、説明下手で時間がなくなってきたので、最後に1個だけ話をさせていただきたいと思います。

この部分です。従来の研修が担当者を集める形であるのに対して、研修のアウトリーチというか自治体コンサルティング事業の拡充を行ったほうがいいのではないかと考えています。自治体コンサルティング事業というものが現にあって、担当もさせていただいているのですが、家計改善と就労準備がメイン、任意事業がメインのコンサルティングですが、すごく成果がある一方で行き詰まりもある。

先ほど京都のお話で、必須事業にならないと無理だという体制は確かにあるとされているので、そうであれば、この自治体コンサルティングの発想を、必須事業運用を含めて制度全体に広げることを検討してもいいのではないかと。特に企業開拓や地域づくりなど、経験と技能が必要なので新たな実践が困難な場合があります。ですから、事業開始と事業継続と実施内容の充実のために、例えば知見や経験を持っている人を全国に派遣する。各機関で事業をどのように運用すればいいかというのをそれぞれの地域に合わせて助言してコーディネートする。しかも、1日2日ではなくてPDCAを行えるような長さ。張りつきでなくても構わないので、数週間とか数か月継続して自治体コンサルティングを行ったほうがいいのではないかと考えていて、案として、これを実現できたらすごいなとされているのですが、厚労省事業として担当者20人くらいをプールして全国に派遣してコンサルティン

グを行うというところができればいいなと思っています。

とっちらかりましたが、以上で私のお話とさせていただきます。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございました。最初のお話が非常に印象的で、包括的支援と地域連携の実現、それから、制度の内外にその理念を実現することが大事なのではないかというところで、その目標、目的に沿った形で人材育成を考えるべきではないかと。

それで、例えば生活保護の制度で理念を共有するような方法ですとか、また、制度全体にわたるコンサルティング事業を考えてもいいのではないかというお話だったかと思えます。非常に参考になります。どうもありがとうございました。

続きまして、中島構成員、よろしく願いいたします。

○中島構成員 中島になります。よろしく願いいたします。

それでは、少し説明をさせていただきます。最初に、生活福祉資金の特例貸付等について、ここで延長される旨のリリースがありました。この特例貸付について、実施主体として少し論点を提供させていただきたいと思えます。

特例貸付についてはこれで2年を超えることになりました。その申込み受け件数は県内の世帯の1%を超え、市町村によっては世帯の3%を超えるようなところもあります。

そもそも緊急小口資金の特例貸付については、これまで自然災害における被災者や避難者支援のために実施されてきました。今回、この被災者支援のスキームをそのまま感染症拡大化の経済対策として転用して2年が過ぎようとしています。果たして経済対策として貸付けが妥当なのかどうか。また、コロナ禍の減収世帯への所得補償として期待されているのか。そもそも生活福祉資金については相談支援を軸とした社会福祉の取組で自立に向けた世帯支援だと思っていますので、いま一度、その目的などについて皆さんで考えていく必要があるのではないかということをお伝えします。

この貸付で一番懸念されるのが、借受人の就労意欲の低下です。こういった状況の中で金銭支援が必要なのはよく分かります。ただ、これが長期に続き、現金が毎月口座に振り込まれ、さらに償還免除が前提になっています。モラルハザードを招いていないかということを含め、もう一度検証すべき点かなと思っています。

収支の状況を把握するため昨年の1月から3月、借入れ申込み世帯に相談時家計表を提出いただきました1,149世帯の数字をまとめてみたところ収入がある単身世帯は67%でした。逆に収入がない世帯がおおよそ3割超えていることとなります。収入がない世帯への早急な支援が必要です。一方で、複数世帯は40万円を超える支出があります。支出の抑制に関する対応が必要ではないかなと感じるところです。

収支差額はおおよそ11万円です。上限額を借入れしていただくのもいいのですが、収支差額からその世帯の必要額を算出するのが適切ではないかなと感じているところです。

支出の内容を見てもみますと、返済金が占める割合がとても多くて、7割近くの世帯の支出のなかに返済金が含まれていて、その平均額は7万円です。貸付けが返済金の返済に充

っているのが実際かなと思います。

貸付けでさらに返済を増やすのではなくて、今ある返済を減額あるいは猶予するといった施策をもっと積極的に行っていく必要があるのではないかなと感じています。

最後に、食費や電気、ガス、水道などの光熱水費、あるいは医療費、介護費というような生活の基本となる部分にかなりの支出があることも事実です。そういった特定の目的に対する貸付けを検討していく必要があるのではないかなと感じています。生活費全体ではなくて、食費や月の支払い額に応じた公共料金への貸付けといったことも検討されていくべきだと思います。実施主体として、生活福祉資金の特例貸付等に関して論点を提供させていただくため、この資料をまとめさせていただきました。

続いて、法律に基づく都道府県の役割についてお話しさせていただきます。

生活困窮者自立支援法の第4条と第10条に主に都道府県の役割の記載があります。

4条の2の第1項関係は事業の適切かつ円滑な実施ということで、長野県は「まいさぼ」という統一の愛称を使用してオール長野で生活困窮者支援にあたっています。例えば、すべてのまいさぼ支援員を対象に研修を実施するほか、県内の全主任相談支援員に集まっただき、長野県における困窮者支援における課題や一緒になって取り組むべき方向性などについて議論させていただいています。

町村部の福祉事務所未設置自治体には社協にまいさぼの出張相談所を本会から委託をさせていただき、初期相談窓口を担っていただくことで、あまねく身近なところで相談できる体制を取っているところです。

研修あるいは支援手法に関する情報提供として、テーマ別の研修を圏域ごとに実施し、そこにそれぞれの地域のスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士、弁護士、保護司といった方々にも参画いただきながら、顔が見える関係づくりを目指してきました。

昨年度から研修企画チームをつくりました。支援員が自ら研修企画に携わっていただくことで参加意欲の向上につながっています。

第10条の第2項関係で、全体の体制を整備していくためには、やはり制度にはないものはつくっていくアクションが大切です。そのためには支援員の支援の中で課題となるところをしっかりと受け止めて、その声を基に社会資源開発や仕組みづくりへ展開できるようにすることが必要です。これまで食糧の支援、就労体験に関する事業のほか、居住支援に関しては、入居保証事業により連帯保証人の壁をクリアしていく仕組みをつくっています。そのほか、ニッチな事業ですが、医療受診につなげるための費用や買物同行のための費用、あるいは世帯のごみを片づけるための費用を支援する仕組みもつくっています。

このコロナ禍、貸付けによつての就労意欲の低下あるいは社会参加の低下を招かないように、令和2年6月、次の一手として、緊急就労支援事業も展開してきています。

都道府県でも、庁内連携・部署横断は当然やっていかなければいけません。県庁内も縦割りではなくて庁を横断していく必要があります。これは暮らしを中心にしていくからこそできることです。

また、無いものは創造していく積極的な取組が必要です官民協働で取り組むことで一番効果が高くなると考えます。

本県における独自事業の取組については、お手元の資料を御覧いただければと思います。将来的な個別の不安を安心に変えていくような「あんしん未来」を創造していきたいということで、来年度、あんしん未来創造センターという官民協働のプラットフォームをつくってみたいと思っています。

そういった中で、特に「学び」はとても大事です。ソーシャルワーク機能を高めていくことが人材の開発や育成にとって必要です。困窮の事業に携わる皆さんを含め個別支援から地域づくりを実現していくためにはソーシャルワークの機能を高めていくことが大切です。これは個々のワーカーとしてだけではなくて、各組織のソーシャルワーク機能を高めていくことを目指していく必要があると考えます。これまで、ソーシャルワークの機能による総合相談体制を各地域に構築していくための研修を3か年度やってきました。来年度もあんしん未来創造センターの機能の中に学びを位置づけ、ソーシャルワークに関する研修に取り組んでみたいと思っています。

以前、本会でソーシャルワークの機能を絵にしました。個別の生活課題から入ってミクロの領域を広げ、さらにメゾの領域を広げていく。そしてマクロへの働きかけ。この赤い矢印こそが私たちが強化をしなければいけないソーシャルワークの機能だと思います。人生軸と地域軸、両方に平均的に働きかけていく必要があると考えます。

最後、身寄りのないことがこの困窮の事業を展開していく中でも課題となっていることが先ほどの報告にもありました。本県では地域ごとにガイドラインをつくっていくための展開を進めてきています。

身寄りのない方の死亡に関しての行政対応についても調査しました。最期まで尊厳が保たれる社会づくりに私たちは取り組んでいかなければいけないと思っています。

以上になります。

○五石座長 ありがとうございます。長野県は、以前から全県的に県社協さんが中心となっている取組をされていて、今回も入居保証をはじめとしたような取組を御紹介いただきました。

特に前半のほうで特例貸付の話をして、経済政策と混在していないかということと併せていろいろなデータも御紹介いただきまして、市民の1～3%が貸付けを受けたというのは衝撃的な数字だったのですけれども、その中で、ほかにも返済をしなければいけなくなったり、特定費用の貸付け制度を導入すべきではないかというような御提案もいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで5分間の休憩としたいと思います。

事務局の方、今、私の時計では58分なのですけれども、合っていますでしょうか。

○唐木室長 それで合っていると思います。

○五石座長 そうすると、33分までということによろしいでしょうか。33分に再開したい

と思います。

それでは、休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

○五石座長 それでは、再開したいと思います。

引き続き御発表をお願いしたいと思います。

次に、前嶋構成員、よろしくお願ひいたします。

○前嶋構成員 よろしくお願ひいたします。社会福祉法人の前嶋でございます。救護施設こうせいみなとの施設長をしております。それでは、報告させていただきます。

私の施設は、今日お話をする大阪しあわせネットワークの拠点にもなっています。

今日お話しさせていただくことは、御覧のとおり3つです。論点をこれで提案させていただきますと思っています。

皆さんの画面でスライドを共有しながら進めさせていただきますけれども、こちらは参考程度に御覧いただきながら、取りあえず話お話しを聞いていただければと思っています。

それでは、まず1つ目です。

大阪しあわせネットワークというのは、制度の狭間におられる方々が抱える様々な生活課題の解決に、大阪府下の社会法人がオール大阪で取り組む社会貢献事業です。もともとは大阪府社会福祉協議会の高齢者施設、事業者の集まりである老人施設部会が生活困窮者レスキュー事業として始めたのが始まりです。それがその後、広がって、平成27年から今の形になって続いています。

この事業の大きな柱になっているのがスライド左側の「生活困窮者レスキュー事業」です。図の左側、社会福祉法人が、社会貢献基金とコミュニティソーシャルワーカー、これは職員ですけれども、つまり、ヒトとカネを出しています。

次に、その図の真ん中、大阪府社会福祉協議会が事務局機能を担い、併せて社会貢献支援員をそれぞれの拠点に配置しています。この社会貢献支援員というのは、コミュニティソーシャルワーカーと連携して、生活困窮者の支援をバックアップする職種です。現在、たしか23名だったと思います。年代によって若干ニーズの増減があるのかもしれませんが、大阪府下ほぼ全域をこの人数でキャッチアップしています。

この二者が連携して、左側の真ん中です。生活困窮者などの支援に当たっているというのが大阪しあわせネットワークの生活困窮者レスキュー事業の仕組みです。

このほかにも、大阪市しあわせネットワークでは保育園での地域貢献事業、これはスマイルサポーターという名称ですけれども、そういう事業を行っているほか、私自身もこれは無理やり参加させていただいたことがあるのですが、研修とか事例報告会とか、ケースカンファレンスなども活発に行われているところです。

この生活困窮者レスキュー事業の特徴の一つは、迅速な対応というところにあります。

一次的な判断は拠点となっている施設で行いますので、今日相談して明日支援が届いているようなこともあります。相談件数は、ここにありますようにおよそ3,000件、この件数は近年大きな変動がなく、大体この前後の数字で推移しているということです。

社会貢献基金と申し上げるとお金のことに関心を持たれる方もいらっしゃるかと思いますので、1枚スライドをつけました。細かい文字もあって恐縮です。御覧いただければと思います。

次に参ります。

大阪しあわせネットワークの取組ということで、支援事例の特徴を幾つか御案内しようと思います。年齢層は稼働年齢層の方の御相談が4割を占めています。世帯の特徴としては、失業、未就労世帯、高齢世帯が多い傾向がございます。また、経済的援助の主な内容としては、家賃未納などの住居関係とか食材費、光熱水費の比率が高いです。主な相談経路としては行政機関、これは迅速性の問題もあって、ここからの御相談が多いです。それから、自立支援機関、相談支援機関、地域包括支援センターなどになってございます。

大阪しあわせネットワークの具体的な取組事例です。スライド左側のマル1にありますけれども、これは先ほど申し上げた迅速な対応で相談が解消した例でございます。

また、大阪しあわせネットワークの2つ目ですけれども、これは支援する制度がない制度の狭間の状態にある利用者を支えた例になります。

経済的支援を分析すると、家族類型では単身者が4割強と最も多くなっています。表を年度別に見ると、令和元年以降、雇用環境の悪化というのが統計に反映されていることが分かります。

大阪しあわせネットワークの取組というのは、この仕組みがあれば、必ずしも大阪でしかできないということではないと思います。いろいろな形での実施が考えられると思いますので、それぞれの地域で検討に値するのではないかなと思います。

以上、民間社会福祉法人の取組事例の一つの御紹介でございました。

次に、救護施設の自立支援について御報告をさせていただきます。

簡単に今の状況をまとめました。平均年齢はほぼ65歳、入所平均期間は11年2か月というのが今の状況です。入所理由というのは、本人の状態から施設入所が必要であるというのが9割を超えて、ほぼ全てという状態です。下の円グラフは障害の有無ですけれども、8割以上の方が障害を持っていらっしゃいます。中でも精神障害の方が7割近く、多いと思います。続いて知的障害、身体障害の順になってございます。

補足的ですが、この中に「生活障害」という区分があります。一般に生活障害は認知症の方に起こるとされていますが、救護施設では「生活障害」をもう少し広範囲にとらえていて、生活に支障をきたすような浪費癖なども含めて「生活障害」と呼ぶことがあります。いずれにせよ日常生活を送る上で支援が必要な状態です。このグラフの「生活障害」には、必ずしも高齢で認知症の方だけでなく、こうした方が含まれている可能性があります。数字は5.7%となっています。定員100名の施設だと5、6名いらっしゃる感じですから、決

して少なくないと思います。

このスライドの右側の表は、救護施設を退所された方がどこから入所されたかが分かるという表です。退所者だけに限ると、先ほど11年と申し上げましたが、平均在所期間は6年7か月まで縮まります。意外かもしれませんが、生活困窮者支援でいうシェルターや無料低額宿泊所、野宿生活をされていた方が退所に結びついている事例が相当見て取れます。そうしたところからの入所者は絶対数が少ないので、退所者全体に占める割合は低いのですが、どれも入所時の構成比と比べて2倍以上に伸びています。このことは私を含む現場の実感とも一致しているものです。

こうした方々はもともと重度の方、つまり、必要な支援の量が多くなったためにシェルターでは無理とか、無料低額宿泊所や野宿では無理とされていた方が入所されているというのがほとんどなのですが、そうであれば、重度の方ならば、むしろ救護施設が正しい住みかになりそうなものですが、実は必ずしもそうではないということが見て取れます。そこで、なぜこれが起こるかを考えてみました。

このスライドは救護施設における利用者支援というものの構造を示した図です。ほとんどを個別支援が占めています。時間がないので結論だけ申し上げますと、充実したアセスメントというのが一つ。あと、もう一つは目標に向かって支援する。この2つがこうした方々の退所を実現しているのだと思います。救護施設は個別支援計画書を使って、相当詳細なアセスメントを行って支援計画を立てます。支援計画を立てるに当たっては、利用者の希望、要望というものを重視します。これに沿った計画を立てて、それに向かう計画を立案して、それに従って支援をするという形になっています。

ここで言うアセスメントというのは、科学的実践の根拠、再現性も確保できますし、そういったものの根拠にもなります。目標に向かってというのは、今日最後のほうでお話しさせていただこうと思っているバックキャスト的なアプローチです。ほかのところでも無理と言われた方が救護施設を経て再び地域が戻っていかれるというのは、この2つが理由ではないかと考えています。

その自立支援の流れを一般の方向けにお示しするときに使っているのがこの図です。暮らしづらさを感じたら、施設を使って、地域移行を支援して、その後、地域にお住まいになってからもそこにしっかりと定着できるように支えますよということをお示ししてございます。

このスライドは自立支援を救護施設がどう捉えているかということを表したものです。右下に平成19年とあります。当時から救護施設は循環型であって、通過型の施設でありたいと考えていたことがお分かりいただけると思います。

救護施設で取り組むべき生活困窮者支援に係る事業の整理表というものがありますけれども、これは全国団体の全国救護施設協議会が整理した図です。左上に整理されている事業で、右下に行くほど専門性が高く、リーチを広げるといった感じになっています。この整理表は、救護施設が生活困窮者自立支援制度にどのように関わっていこうとしているか

が一覧的に示されていると思います。

このスライドは先ほど御覧いただいたものですが、相変わらず個別支援が真ん中にあるわけですが、ここで御覧いただきたいのは、それとは別に右側の真ん中辺り、スーパービジョンのところですか。スーパービジョンが点線で囲まれた日常の個別支援全体にかかっています。本当はこの図の全ての項目にスーパービジョンが関係するのですが、ここはちょっと控え目にしています。支援者の個別支援を管理的、教育的、支持的視点で支援、指導するものとしてスーパービジョンを位置づけています。

救護施設では、このためのスーパーバイザー養成研修も行っています。近畿の救護施設協議会では、救護施設の指導的職員を対象にした研修を平成30年度と令和元年度に行っています。また、全国でも、個別支援計画の指導者研修にスーパービジョンに関することを含めて講義しています。いずれも、スーパービジョンの目的は、利用者を支援する職員をスーパーバイザーとして、実践を支援、指導するというものです。

近い言葉で「スーパーバイズ」というものが支援者のバーンアウトを避けるために行われていますが、バーンアウトを避けるのはスーパービジョンの一つの機能でもあります。しかし、スーパービジョンはそれに留まるものではありません。実践を行っていく上で、支援者はさまざまな課題を感じます。それをソーシャルワークの原理や法律の趣旨、機関の理念や目的などを踏まえて、受け止め、支援するというのが、救護施設のスーパーバイザー養成研修で伝えられたことでした。今後、地域共生社会の考え方を土台にした新しい取り組みが行われるようになると、支援者はさらに多くの課題に突き当たることになるはずです。スーパービジョンの効果については既にいろいろところで論じられておりますし、調査も行われていますのでここでは申し上げませんが、ソーシャルスーパービジョン、今後支援者にとって、生活困窮者自立支援を行う者にとって必要不可欠なものになると救護施設の実践上の経験からも感じているところです。

救護施設の自立支援について、幾つか事例を御紹介します。全て説明するわけにもいきませんので、事例1だけ簡単にお話しますと、これは家賃の滞納で住居をなくした方を一時生活支援事業で受け入れた後、単身での居宅生活に戻ることが不安だということが分かりましたので、救護施設に入所していただいた事例です。これには一つ救護施設の重要な機能が現れています。何かというと、充実したアセスメント機能です。この方の場合、当初は一時生活支援事業のみの予定でしたが、入所後、救護施設でしっかりとアセスメントすることによって、そもそも居宅生活そのものが不安であるという判断が出てきました。もしこの課題に気づかずに再び居宅一時生活支援事業になって戻っていたら、あるいはそれが大きなリスクに直面することにつながったかもしれません。

もう一つ、アセスメントという点では、救護施設入所後の生活状況の変化を継続してアセスメントしているということです。その結果、サービス付き高齢者住宅への移行が実現しました。

このように、救護施設の機能を利用いただくと、生活支援に関することがより詳し

く、しかも、時間の経過などにおいて起こる本人と環境の変化を動的に捉えたアセスメントができるといった事例でした。

このほか、次のスライドでは、社会生活自立支援、それから、就労自立支援の事例、さらに事例4、5として、いずれも地域生活支援移行の事例をお示しいたしました。

どちらも地域移行の後、地域定着支援を行っているのがお分かりいただけると思います。先ほど御覧いただいた救護施設の出口支援の具体例というのがこの2例になるかと思いません。

ここからは意見です。

これは皆さんよく御存じの「地域共生社会とは」のスライドです。厚生労働省のサイトからお借りしてきました。

もう一つ、同じく厚生労働省のサイトからお借りした、「対人支援において今後求められるアプローチ」というのを並べてみました。これからは、もちろん生活困窮者自立支援においてもこうしたものが前提になるのかなと考えてございます。

それらを踏まえて、支援を行う人材の育成について意見を申し上げたいと思います。

地域共生社会の実現に向けてということで、社会福祉専門職とか専門機関には従来拡大したり高度化した実践が求められていると思いますが、それに向けて、日本社会福祉士会などが行った調査を見ると、専門職はマクロレベルの実践というものにあまり知識がないと実感している。ここではマクロレベルの3から4割と、お手元の資料ではメゾ、メゾとなっていますが、スライドだけ修正します。マクロです。

それから、先ほどの中島構成員の御報告でもミクロ、メゾ、マクロへの展開の御指摘がありましたけれども、大体こんな感じで、上に行くほどまだまだ十分ではないと感じる方が多い。それから、スーパーバイザーに聞いても、やはりマクロレベルの実践というのは自己効力感が低かったという結果が出ています。

そこで、何でこうなるのかということを考えてみました。

まずスライドの説明をします。計画と行動というものにはバックキャストとフォアキャストの2つがあります。これは御承知の方は聞き流してください。バックキャストというのは、まず最初に目標とする未来を描いてから、そこに到達する方法を逆算して考えるやり方です。これに対し、フォアキャストというのは積上げ式、現状をアセスメントしてそこから未来を描いていく。この2つはどちらがいいということではなくて、それぞれに一長一短があります。

先ほどスライドで御紹介したように、それぞれきちんとしたアセスメントを行うことによって、よりよい支援が行えます。通常のマクロレベルの支援というのは、このようにアセスメントして、その結果に基づいて支援計画を立てて進めていくので、フォアキャストということになります。一方で、最近出てきた地域共生社会の実現やSDGsなどは、実はバックキャストなのです。あらかじめ目指す未来があって、それに向かって進んでいく。

救護施設の個別支援で、利用者の希望、要望にフォーカスして計画を立てるのは、実はミクロ領域でバックキャスト的なアプローチをしているということになるかと思っています。これを意識的に行っているのは、全救協版の救護施設個別支援計画書の特徴の一つです。

話をメゾ、マクロレベルに戻すと、これまでソーシャルワーカーが行ってきているアプローチ、フォアキャストで何だかうまくいかない、日本社会福祉士会の調査でもそのポイントが低かったというのは、社会福祉専門職や専門機関が、バックキャストというやり方に専門職が慣れていないことが理由の一つなのではないかと思っています。これについては追加の検証が必要だと思います。

そこで、先ほど申し上げたスーパービジョンの話に結びつくわけですがけれども、研修などで、一般論としてどうするかを伝えるだけではなく、ぜひこれを実際の現場に寄り添う形で、スーパービジョンを進めていくというのがより有効なのではないかなと思っています。

社会福祉推進事業にも、地域共生社会の実現に資するスーパービジョンの研究があるようですから、ぜひその成果を生活困窮者支援に活用できたらと思います。

今回、私がお話しさせていただいたことを1枚にまとめてみました。上3つは、報告です。

やはり、4つめ、今後、生活困窮者自立支援も「地域共生社会」が基盤になるのでしょうか。それに向けて、あり方のワーキンググループでもご意見のあった「理念規定」の創設に賛成です。その上で、まず第一歩は、支援機関同士の連携、協働だと思います。このワーキンググループ（横断的課題ということ）でいえば、先駆的な実践を行うNPO法人等との連携・協働には、社会福祉法人も今後一層積極的に取り組む必要があると思います。その時に、これはバックキャスト型の取り組みなんだという認識がまずあって、その上でどうするか。これはなかなか実践者には馴染みがないことかもしれませんので、そうしたことを研修などで伝え、あわせてソーシャルワーク・スーパービジョンの力を借りるということ、あればいいのではないかと思います。

最後に、私は実務家なのでもう一度アセスメントの話をさせていただきます。アセスメントは本当に大切です。これを正しく丁寧に行えたかどうかで、対象者の人生も政策の効果も大きく変わってしまいます。正しくというのは、ひとつには科学的根拠に基づいた実践、その元になるということです。くどいようですが、これを実現するためにも、ソーシャルワーク・スーパービジョンの必要性をもう一度強調しておきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございました。大阪の社会福祉法人はいろいろな先駆的な取組で非常に参考になることが多いのですがけれども、とりわけ御紹介いただいたレスキュー事業ですとかしあわせネットワークをきちんと設けて、独自の取組支援をされていらっしゃるということで、非常に特徴的な取組かなと思っています。

その中でも、今回は充実した支援が重要なのだということで、その考え方を人材育成にも取り入れて、とりわけメゾ、マクロレベルでの視点というのがこれまで不十分であったのではないかと。その上で、バックキャストという考え方を取り入れるべきではないかという御提案をいただいたかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松嶋構成員、よろしく願いいたします。

○松嶋構成員 鳥取県北栄町の松嶋と申します。

私からは北栄町の生活困窮者支援の取組ということでお話をさせていただきます。

資料のほうですけれども、最初に北栄町の概要を説明させていただこうと思います。北栄町は人口が約1万4000人余りということで、どちらかといえば小規模な市町村になります。高齢化率は35.4%ですけれども、小学校、中学校が2校ずつということで、基礎自治会というか住民の助け合い活動の基盤になるような自治会は63の自治会となっています。割と農業が盛んで、あまり病院だとか買物だとか、働く場所と言っても、農業をする以外は町から出て行って隣の町に出かけていくというような方が比較的多いような町になっています。

こちらは北栄町の庁内体制になります。北栄町の相談支援の体制としては、生活困窮、生活保護をはじめとして、福祉に関する相談については福祉課の中、一つの課の中に集約しています。自立相談支援機関は直営で実施、設置をしていますけれども、そのほかにも地域包括支援センターだったり、障害者の地域生活支援センターといったものについてもこの福祉課の中に直営で置いているというところになります。

また、重層事業についても、この福祉課の中に多機関共同事業というものを直営で設置しておりますので、福祉に関する相談についてはこの役場の中に多く置いているというのが特徴的になります。

生活困窮に関わる事業の実施体制になります。まず職員の体制ですけれども、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、こちらは福祉課の中に置いておりますが、相談支援員以外は兼務になっています。相談支援員についても、就労支援員についても、いわゆる会計年度任用職員さんですし、就労支援に至っては毎日勤務ということではなくて、週3日勤務の職員を配置しているような状況になっています。

下のほうに事業の実施体制を入れさせていただきましたけれども、以前は就労準備や家計支援、就労支援員もそうなのですが、外部に委託だったり、共同設置というような形で置いていました。これがいろいろな事情がありまして、この2年の間に委託から直営ということに変わってきたところになります。

直営に移行したということで、そうはいつでも職員配置がスムーズに行えたかという、やはりそうではなくて、人材の確保というのが非常に困難な状況になっています。実際、会計年度任用職員さんの週数日の勤務というような状況でしか配置ができないような状況になっていまして、職員体制が整わないことで各事業の実施が十分に取組めない、また、相談対応を何とかこなしているというような状況になっています。ですので、受皿ですと

か資源の開発、あるいは個別の状況に応じて丁寧により踏み込んだ支援というものは非常に困難な状況になっているというような状況です。ですので、対象者の状況ですとか地域の状況に合った事業展開、また、そのための担い手、人材確保といったものが非常に大きな課題になっています。

相談等の実績です。こちらは左側の表に生活困窮の新規の相談件数と年間で支援実施した実人数を掲載させていただきました。令和元年度は50人、令和2年度は63人、今年度令和3年度は1月末の数字で64人となっています。

民間の相談対応の件数は右側に記載させてもらっていますけれども、昨年度は約280件ということでした。今年度も恐らく同じ程度、あるいは微増ぐらいの状況かなと思っています。

相談内容については就労に関することが多くて、ただ、コロナの影響があったかという点、実はさほどないのかなと思っています。実際には総合支援資金の貸付けの関係で多少は相談というものもありますけれども、思ったほど大きなコロナの影響は感じていないというような状況です。

あと、新規の相談者の年代についても掲載させていただきましたが、事業が開始した当初に比べると、30代、40代と言われる方が増えてきています。特に今年度に入ってから、ハートフルスペースさんですとか若い年代を対象にしている機関からもつながってくるケースもありますので、連携先が少し広がってきたことが年代構成には影響しているのかなというように思っているところです。

それと、参考に生活保護の世帯数についても掲載をさせていただきました。北栄町は全国平均よりも低い水準で推移をしています。今年度直近の数字で、44世帯の保護世帯になっています。半数が高齢者の世帯ということですので、割と高齢者の方の健康管理の支援だとか生活の質の向上といったようなところが課題になっているところです。

この生活保護に関してもコロナの影響があったかという点、実は幾つか見てとれないような状況になっています。

それと、困窮の相談を通じて見えてきた課題ということで、こちら、5点ほど挙げさせていただきました。これは北栄町の中で実際に課題として感じている部分について掲載をさせていただきました。

まず1つが、複合的な課題を有する方、そういった方のケースが多いということがありますし、御本人に困り感がないケースですね。実際に支援の困難さを感じる方が非常に多いと思って、また時間がかかるケースが非常に多いですので、これまでの構成員の皆さんからも出ていましたが、専用性の高い支援ですとか、あるいは終結までしっかり伴走できるようなそんな支援が必要、そんな体制づくりというものが必要なのだろうというように思っている。

2つ目としては、本町ではまだまだ地域の状況に応じた事業展開というものが十分にできていないような状況ですので、多様な状況に応じた支援の受皿ですとか、そういった段

階的な支援の受皿をつくっていく必要があるかなというように思っています。

あと3つ目としては、若い年代の支援、若い年代の方への支援というところについては、ようやく関係機関とつながるようになってきたというような状況ですので、相談支援の連携体制というのは、まだまだ十分にできていないというように思っています。年代によっては、そもそも困窮事業に、相談支援につながりにくい、つながらないというようなところもあったり、受皿も十分にないというような状況になりますので、少し広い年代の継続支援ができるような体制づくりというものが必要かなというように思っています。

4つ目としては、社会的な孤立という書きましたが、孤立の状況の方、ケースも多いですので、地域ですとか人とのつながりづくりに向けた支援、そういったものも併せて必要だろうなというように思っています。

5点目としては、個別支援と地域支援の一体的実施というように書かせていただきました。先ほどの孤立の問題も含めて、この個別の支援と地域づくり、両方を一体的に進めていく必要があるだろうというように思っています。こういったところを見てくると、やはり困窮の相談というのは地域課題の発見が大きな重要な糸口になるだろうなというように思っています。私自身、我が町の福祉の課題でしたり、地域課題の発見の糸口になりますので、まさに包括的支援を進める上での必要な体制づくりですとか資源開発のきっかけになるのだろうというように改めて感じているところです。

そして、こういった状況を受けて、北栄町では、少し体制づくりの強化ということで、特に連携体制の見直しというものに取り組んでいます。その1つがこの庁内の連絡体制の強化というところです。生活困窮対策のために平成27年、この困窮者対策庁内連絡会というものを設置いたしました。これを生活困窮という分野に限らず包括的な支援の推進に係る庁内連絡会という形に今回変更させていただいたところです。各課の窓口を超えて全ての課で福祉的な課題を抱える方の発見ですとか、分野を超えた連携支援の仕組み、そういったものをつくることを目的にしています。これは重層事業を開始したということが見直しの一つのきっかけになりました。重層事業の展開の中で、併せてこの困窮事業というものも充実を図っていききたいなというように考えているところです。

それと、こちらが北栄町の困窮者対策の実施体制ということになっていますが、真ん中の部分に包括的支援会議というものを記載させていただいています。こちらも重層事業の中で位置づけをしている会議になります。各課から入ってきた複合的課題がある相談については、この包括的支援会議の中で検討するというような形にしていますが、困窮事業で対応している多分野連携の必要なものもこの会議の中で整理するという形に整理をしています。

たくさん会議体がありますので、困窮の支援会議についてもこの包括的支援会議ということで重層事業の1つの位置づけの中で取り組んでいこうかなというところです。特に本町のように少ない人員で相談支援を行っていく場合に、やはり支援員が孤立をしない、支援がバーンアウトしないためにこの支援員が相談できる体制だったり、チームとして支援

できるような、そういった体制づくりが重要だと思っています。そのためにも、この包括的支援会議という場所を活用して、ほかの専門職と一緒に検討できることでとか、その世帯の課題の整理ですね。その世帯が抱えている課題が本当は何なのかというところをきちんと整理を行って、課題解決に向けた具体的な支援プランを立てていく、導き出していくということが重要ですし、ケースによっては、他分野の専門職からアドバイスを受けることができるような体制づくり、そんなものも必要だろうというように思います。

来年度に向けては、外部のアドバイザーの設置ですとか、そういったものの予算を確保しながら、少し全体的に支援の検討ができるような体制づくりを予定しているところです。

また個別のケースの議論と併せて地域の中で必要な資源づくりの視点、そういったものもこの包括的支援会議の中で検討をするということにしていますので、本人の状況に合った取組をより進めていくということのきっかけにしていきたいなというように考えています。

それと、北栄町では平成27年度に生活困窮者支援を通じた地域づくりモデル事業というものを創設しています。これは町が独自でつくっている補助事業になります。町内にある障害の福祉サービス事業所を拠点にして、地域づくりも視野に入れた事業ということでお願いをしています。こちら、C型就労支援センターという記載をしていますが、CというのはコミュニティーのCを取ってC型ということで位置づけをしています。

就労に困難を抱えている困窮者の方をここで受入れをして、本人の状況に合わせて就労の訓練をするというようなものになります。町としても、この設置、運営、この立ち上げのときの設置の費用と、あと毎年のこの運営費というものを補助しています。定員が5名ということで非常に小さな小規模なものでありますけれども、少人数の方の受入れをして対応いただいています。就労継続のB型もこの法人に参加されておられますので、そのB型と連携して行うということにしています。

ただ1つ、就労の場だけではなくて、その方の居場所の一つとしてなったり、地域の交流、そういったものを企画していただいて孤立の防止というものを図っていただくというような予定にしています。少しコロナ禍で活動自体は地域交流みたいなものが今、停滞をしているような状況ですけれども、この場所が一つの居場所になればいいかなというように思っています。

もう一点、えんくるり事業です。これは北栄町の事業ではありませんけれども、困窮者対策としてよく活用している事業の一つになります。こちらは県社協が中心となって、県内の社会福祉法人の公益的な取組として基金を設置して、困窮者の緊急的な経済的な支援、現物給付というようなものを行っています。電気代ですとか電話代あるいは水道代、家賃など、そういったものの現物給付のほか、参加する法人が協力して地域に寄与できるような取組を検討する、そういったような取組も地域づくりの取組の一つとして活用しているところになります。

最後に、重層事業との関係ということで幾つかまとめさせていただきました。また、下

の四角の中にまとめの意見として入れさせていただいたところです。重層事業が始まって様々な分野で地域づくりですとか参加支援、そういったニーズが顕在化してくるというように思いますし、そこへの取組というのはこれからますます広がってくるだろうなというように思います。そこの生活困窮の事業として、いかに他分野、そういった取組と連動するのか、あるいは他分野と連携して一緒になって取り組むのかということから進めていかないといけないかなと思います。地域づくりというものも一緒に踏まえて取組をしていくということです。

あとはきちんと終結までしっかり伴走支援していくようなことが必要になりますので、課題の解決につながるようなアセスメントだったり、課題解決に向けて具体的な支援、そういったものがしっかりできるように相談員の支援力あるいはその支援の質の向上というものを目指していく必要があるだろうというように思います。OJTも含めた研修体系を検討できるというかなと思いますし、現任者に対する研修をしっかり充実をして、実践につながるような学びの場、そんなものが増やしていけたらいいかなというように思います。

あと重層事業計画に基づくアクションプランの作成ということで記載をさせていただいています。重層の事業を包括的支援の推進について計画化していく中で、やはり困窮事業についても、そこの自治体の中で、どんな方向で目指していくのかというものをしっかり議論をしていく、その機会をつくって行って支援員が担当者の少ない中でも抱え込まなくてもいいようにしっかりその周囲の関係者ともチームをつくって取り組んでいくということで議論する機会をしっかりとつくっていく必要があるかなというように思います。

私のほうからの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五石座長 ありがとうございました。北栄町といえばコナンの町ですが生活困窮者支援もすごいぞということで、特に私、個人的にすごいなと思っていましたのは就労支援が非常に充実していて、御紹介いただいた社福のトマトの会さんがかなり活躍をされていて、ただ一方で、御報告の中では段階的支援の受皿不足等の課題があるのだということで、それを通じて実は資源開発のきっかけにもなりますという言葉が非常に私は印象的でした。また、庁内体制のほうも非常に充実して積極的に取り組まれているということがよく分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑応答、意見交換の時間を設けたいと思います。冒頭で申し上げましたとおり今回は4名の方になりますが、「あいうえお」順ではなく逆順で行きますので御準備いただければと思います。

発表者以外の方に、4名の方をお願いするのですが、お一方5分以内で、事務局の説明について、またあるいは今、御報告いただいた内容についても構わないと思いますが、御質問あるいは御意見をいただけますでしょうか。4点で1回、5分で2回ベルを鳴らします。2回目のベルが聞こえましたらお話を終えていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも参考にいただき、進行に御協力をいただければ幸いです。

それでは、最初に、間海構成員、よろしくお願いいたします。

○間海構成員 では、発言させていただきたいと思います。

皆様、御報告お疲れさまでした。ありがとうございます。皆様の御報告から感じたことをちょっと発言させていただきたいと思います。

まず住まいの問題です。坂井市でも派遣会社で住まいとあと仕事、そこで住んで仕事をされていたのですけれども、派遣切りにあって住まいと職を一度に失って窓口に来られる方もいらっしゃるのですが、坂井市の場合だと一時生活支援事業を使ってそういった方を支援させていただいているのですが、一方で、一時生活支援事業を実施されてない自治体というのがございまして、そういったところからこちらにホームレス状態で来られる、そういったケースもちょっとありまして不平等だなというように感じていまして、穴澤さんもおっしゃっていたのですが、広域実施でやられていたりですとか、名嘉さんもおっしゃっていた任意事業の必須化、そういったところが今後必要なのではないかなというように思っているといったところ。

あと身寄りの問題なのですけれども、アパートとか公営住宅に身寄りがなくて、保証人が立てられずに入居できないということが坂井市においてもまだあるのですが、中島さんみたいに長野県で入居保証みたいなやっているところはすばらしいなとかと思ったりするのですが、居住支援協議会の設置であったり、入居保証のそういう取組、居住支援に関わるような取組を今後も盛り上げていくということが大事なのだなというように思いました。

あと、今、言う話ではないのかもしれないのですけれども、中島さんもおっしゃっていたと思うのですけれども、金曜日に特例貸付・住居確保、あと自立支援金の延長がされました。坂井市は自立の相談員さんたちにその連絡をその日のうちにしたのですけれども、そうしましたら、貸付けは侍の刀だと、お医者さんの薬だと、そんなのは貸付けがないと困るでしょうというようなお返事が支援員さんから返ってきたのです。生活困窮者自立支援制度はそもそも給付とかに頼らないで支援制度、そういうような制度で、関係機関のつながりだったり相談支援に重きを置いていたなという認識で、本当にこれでよかったかというような気持ちになったということ。

あと先日、鎬木先生のオンライン講演を聞きまして、そこで鎬木先生が前回の論点整理で相談することの難しい人も確実に支援することだったりとか、経済的困窮かどうかにかかわらず、全ての相談を断らない、そういったことを徹底することになったのだ。断らない相談なのだ、生活困窮者自立支援制度は対象者を限定しなくなったのだということを鎬木先生に教えていただいて、ですけれども、実際の現場というと、コロナ禍前とコロナ禍後で大きく変わってしまったのではないかなというように思っていて、現場では貸付けのあっせんだり自立支援金の確認事務に追われてまして、本来、相談支援がしたくてもできない状況になってしまっている。住居確保給付金や自立支援金は給付である以上、要件がありますから、通帳の確認とか就労要件の確認ですとか指導めいたことを言わざるを得ないような状況になっています。それで、そこが相談支援というところから離れていっ

ているというようなことになっているのかなというように思っています。

このような状態がもう2年続いてしまっていてどうしたもののかなど。金銭的な支援については、生活保護はあるのですけれども、スティグマの問題ですとか、要件が厳しくて利用されていないという現状もあります。簡便な金銭的な給付の仕組みをつくるのか、生活保護をより利用しやすくするのか。今後、このような状態、コロナ禍が改善していくかよく分からないような状態で、生活保護は今後何を担っていくのかですとか、生活困窮者自立支援制度が何の役割を果たしていくのか。あと、中島さんもおっしゃっていましたけれども、貸付け、その辺はどうするのかということが相談支援だけではなくて金銭的支援についても今後検討していく必要があるのではないかなというように思っていますということで、ごめんなさい、ちょっと関係ない話をしてしまったかもしれないのですが、以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして藤森構成員、よろしく願いいたします。

○藤森構成員 皆さん、御報告ありがとうございます。大変勉強になりました。

私のほうからも、福祉と住宅の連携について住宅関係のところ、感想を申し上げていきたいと思っております。

今回、コロナ禍での困り事で一番多かったのは「収入・生活費」で、その次に「住まいの不安定や家賃の支払い」があがっていたと思います。これまで日本は、持ち家取得に重点が置かれた住宅政策を取ってきましたので、借家に居住される方々への支援が脆弱だったと思います。この点、例えば住居確保給付金の受給者が、コロナ禍においては、コロナ禍前の34倍も伸びたということが起こっています。一方、先ほど間海さんがおっしゃったとおり、この間、生活保護はそれほど伸びていません。住居確保給付金には、恐らくスティグマを感じにくく、利用しやすい制度という面があると思います。今後、そうした長所を、生活困窮者自立支援制度にどのように活かしていくのか、強化していくのか重要だと思います。

中島さんから特定費目で貸付けというお話がありました。住居確保給付金は貸付けではないですが、住宅は生活の基盤になりますから重視すべき費目です。住宅が安定しなかったらやはり就労もできないわけですので、住居費への支援を今後どう考えていくのか、今の有期をどうするのか。それから、就労目的として入れられていますので、その部分をどう整理するかということを考えていかなければいけないと思います。

それとともに住まいの関係で言うと「新たな住宅セーフティネット制度」が現在、導入されています。これは、高齢者、低所得者、障害者、子育て世代などの住宅確保要配慮者が増えている一方で、空き家、空室も増えているのに、貸したくても貸せない大家さんたちがいます。では、なぜ大家さんが住宅確保要配慮者に貸せないかという、孤独死のリスクだとか滞納のリスクだとか、それから、あとトラブルがあるために、大家さんは貸したがりません。

そこで、新たな住宅セーフティネット制度では、経済的支援として改修費や家賃を補助したり、それから、ここがとても重要だと思いますが、要配慮者に対して入居支援とともに入居後の見守りや生活支援もやっていくことが入れられています。入居後の見守りや生活支援によって、大家さんのリスクを減らして、空き家や空室を抱えながらこれまで貸せなかった大家さんに、そのリスクを減らすことによって空き家や空室を供給してもらい、大家さんと住宅確保要配慮者のマッチングを図ろうという制度だと考えています。

しかし、現在、セーフティネット住宅の活用状況を見ると、セーフティネット住宅は増えてはいるのですが、それほど住宅確保要配慮者の住居確保に活用されていません。この点は、もう少し分析しなければいけない点ですが、一つの要因として考えられるのは、大家さんが安心して貸せるほどまで、見守りや生活支援が行われていないという点があるのではないかと考えています。

一方で、支援する側にしてみると、入居後の見守りや生活支援は長期に渡るので、居住支援法人や支援団体等が生活支援するには財源が足りないことがあるのではないかと考えています。この点が一つの課題になっているのではないかと考えています。

先ほど名嘉さんから居住支援法人が看取りまでやるというお話がありましたし、中島さんからは入居保証、生活支援相談事業において、人生軸をもって包括的にコーディネートしていくお話もありました。こうした支援があれば、大家さんから空き家・空室がもっと提供されていくように思います。そのためには伴走的な支援、生活支援をしていかなければいけません。しかし、それを長期に行える体制づくりができているのかというところが課題としてあるように思います。

それから、この伴走型支援や、人生軸をかけて包括的にコーディネートしていくということは、恐らく「身寄り問題」に対するアプローチの一つにもなっていくと考えております。財源の問題と、それから、誰が長期にコーディネートをしていくのかというところを、住宅と福祉が連携して協力しながらやっていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、鏑木構成員、お願いします。

○鏑木構成員 6名の報告者の皆様、どうもありがとうございました。私からも1つ感想を述べたいと思います。

中島構成員からありました貸付けに関してですが、もともとあった債務の返済に貸付けの借入金を充てていて多重債務を抱えている人も多いとの御報告がありました。これは本当に全国的に見られる深刻な課題ではないかと私自身も感じています。多重債務支援は単にその債務整理をすれば終わりというものではなくて、生活支援も含めていろいろな多様な支援が求められるものです。多重債務支援は家計相談にすごく期待が集まる場所ですが、これまでも申してきたことと重複しますが家計改善支援事業の必須化の議論では、単に必須化を目指すだけでなく、支援の質をきちんと担保していくために、どのような体

制や運用が求められるのかということと合わせて検討する重要性を改めて感じました。

あとは私から2点、申し上げたいと思います。

まず1つ目に、人材育成についてです。生活困窮者自立支援制度は人が人を支援するということが制度の中核に据えている制度であり、人材育成は言うまでもなく極めて重要なものです。研修の実施に当たっては、国とか都道府県だけでなく支援の現場であるとか自治体、職能団体、生活困窮者支援の全国組織などの多様な担い手が想定され、それぞれが実効あるものとして機能していくことが重要であると考えます。その上で、ここでは人材養成研修に係る国と都道府県の役割に限定して意見を述べたいと思います。

国が行う研修というのは、これまで制度の理念や基本姿勢に関する基盤となる部分を学ぶことを役割として位置づけられてきました。今後も今までどおり基礎的な研修を国が担うということは続けていく必要があるというように考えます。

その上で、コロナ禍で若干不明瞭になっている国と都道府県による研修の役割分担について、改めて明確化を図り、周知していく必要があるかなというように思っています。

もともと都道府県研修は全国レベルでの国研修では対応が難しい、より実践的で地域性を考慮した内容を学ぶ研修と位置づけられてきているかと思います。都道府県研修の内容は前半の御報告の中にもありましたように研修企画チームの設置というのを要件としていて、実践者を中心に、今、必要な支援の内容を考えて、国研修の修了者も講師として参画していくというスキームで特にコロナ禍前は研修が企画立案されていたかと思います。また、都道府県の担当者には、それらのバックアップという役割が期待されていたかと思います。

そのような状況から、都道府県研修自体は初任者研修の修了要件の後半部分として位置づけられるという事務局からの説明にもあった役割と同時に、独自性のある研修を各県で行っていることを踏まえて、現任者への継続研修という位置づけも持っていたかと思います。これらを踏まえて、繰り返しになるのですが、コロナ禍でやや曖昧になっている両者の役割の明確化と、県に対して改めて周知を図る必要があると思います。

また、国と都道府県の役割分担を固めた上で、これまで検討会ワーキングの中で御意見として出てきている、ステップアップ研修であるとかテーマ別研修などの付加すべき研修の位置づけとかその必要性についても検討していく必要があるかと思います。

また、検討会ワーキングでも御意見がありましたように、子どもの学習・生活支援事業であるとか一時生活支援事業、これらについても、全国的な研修の実施を検討していく必要があるか考えます。

2点目は、生活困窮者自立支援法の第3条の定義についてです。前回の平成30年改正で経済的困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情」という条文が追加されました。ただ、現在、困窮法における生活困窮者とは、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に限定されています。

ここで申し上げるまでもなく、法施行時から運用上では対象者を限定せずに包括的に受け止めるという実践がされてきていたところです。厚労省が発出していらっしゃる質疑応答集の問1で「複合的な課題を抱える困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要」と明記されています。

施行から約7年が経過して、支援の現場では一貫して社会的孤立や生きにくさを含めた多様な状態にある相談者を受け止め支援なさるということに尽力なさっているということ踏まえ、法律の対象の定義に関しても今の実情に合わせていくよう挑戦する時期に来ているのではないかと思います。

私からは以上です。

○五石座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、朝比奈構成員、よろしくお願いします。

○朝比奈構成員 最後にしていただきありがとうございます。

情報量が多くて大変勉強になったのですが、私の中で整理し切れないまま申し上げることは御容赦ください。

広域の行政の役割として、やはりその中間支援という穴澤さんの整理が大変興味深く伺いました。この辺り、もっと深めていきたいなというように思っているのですが、ただ1点、どうしても私、中核センターを長くやってきた立場からすると、地域を転々とする人ですとか、例えば帰る場所のない刑余者の方ですとか、市町村を入り口にするだけだと見えてこないニーズというのがあるのではないかとことを思っているのが一つと、それから、その事例のスーパーバイズは非常に重要なのですけれども、相談支援の市町村の相談機関の問題解決プロセスに伴走するような都道府県の機能ということも必要なのではないかなというように思っておりますので、様々な角度から都道府県の役割というのは今後非常に重要になってくるなというように思っているところが一つです。

それから、私たちも千葉県内で早々にネットワークを立ち上げまして、様々なテーマ別分科会で顔の見える関係をつくってきているのですけれども、その市町村の自治体担当者をどう巻き込むかというところがとてもテーマで、やはり市町村の担当者だからこその悩みというのがすごくあるなと思っております。例えば庁内の体制づくりですとか財政にどうアプローチしていくかとか、それから、社会資源を含めたそのデザインをどう描くかとか、行政ならではの悩み、ここをバックアップできる、今、体制とか仕組みというところが不十分なのかなというように思っています。民間で精いっぱいやるのですけれども、行政の人ではないとやはり分からないことがあるので、そこをどうようにバックアップしていくかというところも重要なかなと思っております。

そういう意味では、沖縄のお話、北海道のお話、大変参考になったのですが、生活困窮が一つの分野にならないためには、この仕組み自体が外に開いていって地域の力を巻き込んでいくようなそういう制度設計が必要なのではないかと考えています。そういう意味では、今、委託が基本になっていますので、そうは言いながらも柔軟な仕組みを各地でつく

られていると思うのですけれども、委託だけではなくて1件幾らみたいなお金の出し方で様々な社会資源に実績をつくっていただいで本格参入いただくような、そんな段階的な制度の設計というのができないかどうか。

千葉県内のある自治体の話ですけれども、子どもの学習支援を始めるときに、それまでボランティアベースで民間団体が幾つか取り組んでいたのですが、この学習支援に実績があるところというように公募条件を設定したものですから、ほかの地域の学習塾なんかをやっている会社が参入して取ってしまったということがあったのですね。地域の社会資源を潰していったしまったということに結果的になるのではないかなと思います。この制度を運用、運営していくこと自体が地域をつくっていく、地域の力を蓄えていく、そんな仕掛けづくりが必要なのではないかなというように思います。

それから、統計の話なのですけれども、私が能力不足で分かってないだけかもしれないのですが、相談の実績をその自治体ごとに分析できないかなと思っているのです。国が様々な支援を出しているけれども、では、これを私の地元自治体に限った場合にどうかとか、それから、コロナのときは明らかにアウトリーチ、訪問とか同行支援の件数が減って、待ちの相談になってしまったのですね。これはやむを得ない部分もあるのですけれども、やはりそういうことを自分たちで可視化して理解して自分のものにしながら次の年のアクションにつなげていかないといけないと思うのです。ここについて何か方法がないのかなというように思っています。

最後になりますけれども、身寄りの問題です。中島さんの長野県社協さんの実践、いつも参照させていただいているのですけれども、単に地域に参加するための住まいを確保するとか、その職を得るということだけではなくて、その暮らしを維持するということでも、この保証の仕組みというのは大変生きていくのではないかなと思っています。やはり相談支援はそのときで終わらなくて、出たり入ったりしながら何となく落ち着いていくような感じなのです。そのときに、それほど大きな傷になる前にSOSを出す力が弱い人たちの生活の異変をキャッチできるという意味でも、この公的な保証の仕組みというのは大きな役割を果たすことができるというように思いますので、そういうことも含めて人生の長いスパン、どういうようにどんなつながりを維持するのかという観点から何らか仕組みの検討が必要なのではないかなというように思っています。

私の話は以上です。

○五石座長 どうもありがとうございました。

それでは、事前に大体4時ぐらいというように伺っていたのですけれども、4時になってはいるのですが、最後の1巡ということで、どうしても最後に御発言されたい方、挙手ボタンを押していただければ順番に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただければと思います。発表者の方も含めてお願いできればと思います。いかがでしょうか。

穴澤構成員から手を挙げていただいておりますが、ほかの方、いかがでしょうか。よろ

しいですか。

それでは、大体5分ぐらいと思いますが、穴澤構成員、お願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○穴澤構成員 すみません。先ほど資料が大分多くて、やった中身の部分が大部分で説明するのに結構時間がかかったので、プラスでちょっと発言したいことがあったので最後に発言させていただきます。

中間支援、後方支援をやっていて生活困窮支援の団体のつながりを少しずつつくっていったというところが今の段階です。今、目下、やはり皆さんで悩んでいるところというのは、先ほどの給付とか貸付給付で一時的に支援する。その先は生活困窮支援の本来の就労支援で何ができるのかということはあるのだろうと。プラス、では、困窮支援でよくその支援の現場ということになるのですけれども、困っている人を下支えする、伴走するというところまでは、今、共通で行くのです。では、その先、どこにつなぐの。この豊かな社会は、では、誰が考えてどこにつないであげたらいいのということが多分横断的な部分のつながりみたいなところをどうつくっていくのかということなのだろうなというように思うのです。

ですから、生活困窮者として相談に来ている人たちがどうその人たちと一緒に住む場所、暮らす場所を創造する。例えば今で言うとまちづくりであるとか、産業振興、まちづくりの人たちとどう手を組むのかとか、そこがその地域をどういうふうにつくろうとしていて、そこにどういった部分で必要とされるのか。結局、その必要とする、される、お互いに求め合える関係があるので、その地域の中で生き生きと暮らしていけるみたいなところの根っこがあると思うのですよね。そこをつなげられるような中間的な支援というのが必要なのだろうなというように思うのです。

そうすると、そこは今の生活困窮法とかという法制度の中で言うと、どうしてもどういった支援対象者ということがあったりするのですよね。なので、そこをどういうふうに横でつないでいくのか、そこに中間支援とか後方支援のもう一つの民間ベースであったりとか、そのネットワークをつくったことで、そこがそのネットワーク自体が機能するというこのネットワークのもう一つの機能というのがそこにあるのではないかなと思って、それは言い忘れていたと思いました。

すみません、以上でございます。

○五石座長 ありがとうございます。

議論は尽きないところかと思いますが、時間が参りましたので本日の議事は以上で終了とさせていただきます。

最後に、次回開催予定について事務局より御連絡をお願いいたします。

○唐木室長 本日も様々な御議論いただきましてありがとうございました。次回につきましては、1週間後ということであまり時間もなくて恐縮ですが、3月7日に第2回の検討会ワーキンググループをオンラインで開催させていただきたいというように思っ

おります。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

○五石座長 それでは、本日の議事を全て終了いたしましたので閉会にさせていただきます。皆様、議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。